

本資料において、改正前欄には、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和三年個人情報保護委員会規則第一号）による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）を示す。

○個人情報保護委員会規則第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよ  
うに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正後欄に二重傍線を付した部  
分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者）</p> <p>第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者</p> <p>三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）</p> <p>第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが</p>	<p>（法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者）</p> <p>第六条 法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>「新設」</p> <p>二 外国において法第七十六条第一項各号に掲げる者に相当する者</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）</p> <p>第六条の二 法第二十二条の二第一項本文の個人の権利利益を害する</p>

大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 四 「略」

（個人情報保護委員会への報告）

第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならぬ。

- 一 五九 「略」

2 「略」

3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 「略」

二 法第四百七条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあつては、その方法）

おそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 四 「同上」

（個人情報保護委員会への報告）

第六条の三 個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならぬ。

- 一 五九 「同上」

2 「同上」

3 法第二十二条の二第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 「同上」

二 法第四十四条第一項の規定により、法第二十二条の二第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあつては、その方法）

(他の個人情報取扱事業者への通知)

第九条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

(本人に対する通知)

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(第三者提供に係る事前の通知等)

第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 「略」

二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 「略」

(他の個人情報取扱事業者への通知)

第六条の四 個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

(本人に対する通知)

第六条の五 個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第二項本文の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利益を保護するために必要な範囲において、第六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(第三者提供に係る事前の通知等)

第七条 法第二十三条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 「同上」

二 本人が法第二十三条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 「同上」

二 別記様式第二（法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、別記様式第三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十条第二項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第二項を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 「略」

（外国にある個人情報取扱事業者の代理人）

第十二条 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付

二 別記様式第二（法第二十三条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、別記様式第三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十一条の三第一項、第十条の四第二項及び第十八条の六を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 法第二十三条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 「同上」

（外国にある個人情報取扱事業者の代理人）

第八条 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与

与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

第十三条 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があつた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十四条 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 法第二十七条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項

二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項

三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会

したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

第九条 法第二十三条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があつた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 法第二十三条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項

二 法第二十三条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項

三 法第二十三条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十一条 法第二十四条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会

が定めるものとする。

一〇四 「略」

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

2〇4 「略」

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第十六条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 「略」

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一〇三 「略」

が定めるものとする。

一〇四 「同上」

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十四条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

2〇4 「同上」

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第十一条の二 法第二十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 「同上」

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第十一条の三 法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一〇三 「同上」

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならぬ。

一・二 「略」

4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならぬ。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第十八条 法第二十八条第三項（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 「略」

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合）は、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第二十八条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならぬ。

一・二 「同上」

4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならぬ。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第十一条の四 法第二十四条第三項（法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 「同上」

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合）は、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第二十四条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的

記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

1 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法

二〇七 「略」

4 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 「略」

(第三者提供に係る記録の作成)

第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条において同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又

記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

1 当該第三者による法第二十四条第一項に規定する体制の整備の方法

二〇七 「同上」

4 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 「同上」

(第三者提供に係る記録の作成)

第十二条 法第二十五条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十五条第一項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第十五条から第十七条まで、第十八条の三及び第十八条の四において同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又



は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 「略」

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ・ニ 「略」

二 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第十三条 法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 「同上」

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第十八条の四第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ・ニ 「同上」

二 法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 「略」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第二十九条第一項の当該事項の記録を省略することができ。

（第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 「略」

（第三者提供を受ける際の確認）

第二十二条 法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 「同上」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十五条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第二十五条第一項の当該事項の記録を省略することができ。

（第三者提供に係る記録の保存期間）

第十四条 法第二十五条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十二条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十二条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 「同上」

（第三者提供を受ける際の確認）

第十五条 法第二十六条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

第二十三条 法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第三十条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第

2 法第二十六条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

第十六条 法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十六条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第

一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第二十四条 法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ [略]

ロ 法第三十条第一項各号に掲げる事項

ハ・ニ [略]

ホ 法第二十七条第四項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ [略]

三 個人情報関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人情報関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号の規

一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第十七条 法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者から法第二十三条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ [同上]

ロ 法第二十六条第一項各号に掲げる事項

ハ・ニ [同上]

ホ 法第二十三条第四項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ [同上]

三 個人情報関連情報取扱事業者から法第二十六条の二第一項の規定による個人情報関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第二十六条の二第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号

定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第三十条第一項第一号に掲げる事項

ハ・ニ 「略」

四 「略」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第二十五条 法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第二十三条第三項に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二 第二十三条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三 「略」

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認）

第二十六条 法第三十一条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申

の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第二十六条第一項第一号に掲げる事項

ハ・ニ 「同上」

四 「同上」

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第十八条 法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十六条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十六条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三 「同上」

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認）

第十八条の二 法第二十六条の二第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者

告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第三十一条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十一条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成）

第二十七条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第三十一条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成され

から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十六条の二第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条の二第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成）

第十八条の三 法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成

た契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第二十八条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- 二 個人関連情報を提供した年月日(前条第二項ただし書の規定により、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日)

三・四 「略」

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間)

された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第十八条の四 法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十六条の二第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- 二 個人関連情報を提供した年月日(前条第二項ただし書の規定により、法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日)

三・四 「同上」

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間)

第二十九条 法第三十一条第三項において準用する法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第二十七条第三項に規定する方法により記録を作成した場合  
最後に当該記録に係る個人情報関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第二十七条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合  
最後に当該記録に係る個人情報関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 「略」

(本人が請求することができる開示の方法)

第三十条 法第三十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

(仮名加工情報の作成の方法に関する基準)

第三十一条 法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 「略」

(削除情報等に係る安全管理措置の基準)

第三十二条 法第四十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

第十八条の五 法第二十六条の二第三項において準用する法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十八条の三第三項に規定する方法により記録を作成した場合  
最後に当該記録に係る個人情報関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十八条の三第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合  
最後に当該記録に係る個人情報関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 「同上」

(本人が請求することができる開示の方法)

第十八条の六 法第二十八条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

(仮名加工情報の作成の方法に関する基準)

第十八条の七 法第三十五条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 「同上」

(削除情報等に係る安全管理措置の基準)

第十八条の八 法第三十五条の二第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。



一 法第四十一条第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報をも復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二・三 「略」

（電磁的方法）

第三十三条 法第四十一条第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 三 「略」

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十四条 法第四十三条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 「略」

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第三十五条 法第四十三条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第四十三条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報をも復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定める

一 法第三十五条の二第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報をも復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二・三 「同上」

（電磁的方法）

第十八条の九 法第三十五条の二第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 三 「同上」

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第十九条 法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 「同上」

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第二十条 法第三十六条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第三十六条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報をも復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定める

した。

二・三 「略」

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)

第三十六条 法第四十三條第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 「略」

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第三十七条 法第四十三條第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第四十三條第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第三十八條 前條第一項の規定は、法第四十四條の規定による公表について準用する。

2 前條第二項の規定は、法第四十四條の規定による明示について準用する。

(軽微な変更)

した。

二・三 「同上」

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)

第二十一条 法第三十六條第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 「同上」

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第二十二条 法第三十六條第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第三十六條第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第二十三條 前條第一項の規定は、法第三十七條の規定による公表について準用する。

2 前條第二項の規定は、法第三十七條の規定による明示について準用する。

(軽微な変更)

第三十九条 法第五十条第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

(個人情報保護指針の届出)

第四十条 法第五十四条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

(個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表)

第四十一条 法第五十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、法第五十四条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の漏えい、滅失

第二十三条の二 法第四十九条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

(個人情報保護指針の届出)

第二十四条 法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

(個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表)

第二十五条 法第五十三条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

第二十六条 認定個人情報保護団体は、法第五十三条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

〔新設〕

若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（個人情報保護委員会への報告）

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

〔新設〕

九 その他参考となる事項

2| 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3| 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（本人に対する通知）

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第四十六条 法第七十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当

〔新設〕

〔新設〕

該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第四十七条 法第七十一条第二項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第七十一条第二項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する情報

3 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第

〔新設〕

一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならぬ。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第四十八条 法第七十一条第三項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報中の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第七十一条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならぬ。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しない

〔新設〕

ことができる。

一 当該第三者による法第七十一条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

4 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(電磁的方法)

第四十九条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

〔新設〕



二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項

）  
第五十条 令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法律又は命令の条項

二 法第七十四条第一項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条 令第二十六条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

〔新設〕

〔新設〕

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第五十二条 令第二十七条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票で納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第八十七条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

(提案の募集の方法)

第五十三条 法第九十九条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(提案の方法等)

第五十四条 法第一百十条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、別記様式第七に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 法第一百十条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

[新設]

[新設]

[新設]

4 法第一百十條第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 法第一百十條第三項第一号（法第一百十六條第二項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第八によるものとする。

7 行政機関の長等は、法第一百十條第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）

第五十五條 法第一百一十條第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数）

第五十六條 法第一百十二條第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間）

第五十七條 法第一百十二條第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第一百十條第二項第五号の事業並びに同号の提案に

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第五十八条 法第十二条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第五十九条 法第十二条第二項による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一 別記様式第十により作成した法第十三条(法第十六条第二項で準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

2 法第十二条第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 納付すべき手数料又は利用料(以下この項において「手数料等」という。)の額

二 手数料等の納付方法

三 手数料等の納付期限

四 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3 法第十二条第三項による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

[新設]

[新設]

(行政機関への手数料の納付の方法)

第六十条 令第二十九条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第二十九条第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

- 一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法
- 二 令第二十九条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第六十一条 法第百十三条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第六十二条 法第百十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める

[新設]

[新設]

[新設]

基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第六十三条 法第百十五条第一号の個人情報保護委員会規則で定める

事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加

〔新設〕

工情報に含まれる情報の項目とする。

(準用)

第六十四条 第五十四条(同条第六項を除く。)、第五十五条、第五十七条、第五十九条(同条第一項第一号を除く。)から第六十一条までの規定は、法第百十六条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準)

第六十五条 法第百十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- 二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- 三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

〔新設〕

〔新設〕



〔匿名加工情報の取扱いに係る義務〕

第六十六条 法第二百一十一条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第二百一十一条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

〔匿名加工情報の安全管理措置の基準〕

第六十七条 法第二百一十一条第三項の個人情報保護委員会で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

〔法第五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類〕

第六十八条 法第五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類〕

第二十七条 法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第四十三條第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十條の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類
- 二 法第四十五條第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類
- 三 法第四十五條第二項若しくは第三項の規定による命令、法第一百五十一條の規定による命令又は法第五十二條第一項の規定による取消し 当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

(公示送達の方法)

第六十九條 [略]

別記様式第一 (第八第三項関係)

受付日	年 月 日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

殿

報告者の氏名又は名称

住所又は居所

- 1. [略]
- 2. [略]

- 一 法第四十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十六條の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類
- 二 法第四十二條第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類
- 三 法第四十二條第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十七條の規定による命令又は法第五十八條第一項の規定による取消し 当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

(公示送達の方法)

第二十八條 [同上]

別記様式第一 (第六條の三第三項関係)

受付日	年 月 日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第22条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

殿

報告者の氏名又は名称

住所又は居所

- 1. [同左]
- 2. [同左]

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印をつけること。)

発生日： [略]

発覚日： [略]

発生事案： [略]

発見者： [略]

規則第7条各号該当性： [略]

報告者に個人データの取扱いを委託した者 (委託元) の有無  
： [略]

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者 (委託先)  
の有無： [略]

事案経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

外部機関による調査の実施状況 (規則第7条第3号に該当  
する場合のみ記載)： [略]

(2) ～ (9) [略]

記載要領

[略]

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印をつけること。)

発生日： [同左]

発覚日： [同左]

発生事案： [同左]

発見者： [同左]

規則第6条の2各号該当性： [同左]

報告者に個人データの取扱いを委託した者 (委託元) の有無  
： [同左]

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者 (委託先)  
の有無： [同左]

事案経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

外部機関による調査の実施状況 (規則第6条の2第3号に  
該当する場合のみ記載)： [略]

(2) ～ (9) [同左]

記載要領

[同左]

別記様式第二(第十一条第二項関係)

届出日	年	月	日
届出番号			

届出書

(個人情報保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第7条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称

住所又は居所

1. ～ 5. [略]

記載要領

1. ～ 6. [略]

7. 2. (2)の欄には、個人情報の保護に関する法律第21条第1項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第2項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。

8. 4.の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第27条第2項の規定により第三者に提供することはできない。

別記様式第二(第七条第二項関係)

届出日	年	月	日
届出番号			

届出書

(個人情報保護に関する法律(第23条第2項・第23条第3項)・個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第2条)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称

住所又は居所

1. ～ 5. [同左]

記載要領

1. ～ 6. [同左]

7. 2. (2)の欄には、個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第2項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。

8. 4.の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第23条第2項の規定により第三者に提供することはできない。

9. [略]

別記様式第三 (第十一条第二項関係)

届出日	年 月 日
届出番号	

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律 (第27条第3項) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称  
住所又は居所

1. ～ 5. [略]

記載要領

[略]

別記様式第四 (第十一条第三項関係)

委 任 状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先 (部署名)

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律 (第27条第2項・第27条第3項) ・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 (令和2年法律第44号) 附則第2条・デジタル社会の形成を

9. [同左]

別記様式第三 (第七条第二項関係)

届出日	年 月 日
届出番号	

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律 (第23条第3項) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称  
住所又は居所

1. ～ 5. [同左]

記載要領

[同左]

別記様式第四 (第七条第三項関係)

委 任 状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先 (部署名)

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律 (第23条第2項・第23条第3項) ・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 (令和2年法律第44号) 附則第2条) の規定による届出手続

図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第7条第3項の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日  
委任者所在地又は住所  
委任者名称又は氏名  
委任者連絡先（部署名）

別記様式第五（第四十条関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

個人情報の保護に関する法律第54条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体の名称

住所

1. ～ 4. [略]

記載要領

[略]

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

に関する一切の権限を委任します。

年 月 日  
委任者所在地又は住所  
委任者名称又は氏名  
委任者連絡先（部署名）

別記様式第五（第二十四条関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

個人情報の保護に関する法律第53条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体の名称

住所

1. ～ 4. [同左]

記載要領

[同左]

[新設]

受付日	年 月 日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のおり報告します。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称  
住所又は居所

1. 報告種別 (該当する□に印をつけること。)  
新規又は続報の別：□ 新規 □ 続報 前回報告： 年 月 日  
速報又は速報の別：□ 速報 □ 速報
2. 報告をする行政機関の長等 (以下「報告者」という。) の概要

報告者の名称	(フリガナ)												
法人番号 (13桁)													
報告者の住所	都道			府県			市区			町村			
( ) 法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る。)	(フリガナ)												

事務連絡者の氏名	(フリガナ)
	所属部署 電話 ( ) E-mail

### 3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印をつけること。)

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案：  漏えい  漏えいのおそれ  滅失

滅失のおそれ  毀損

毀損のおそれ

発見者：  自組織／委託先  取引先

取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘 )

カード会社／決済代行会社

その他 ( )

規則第43条各号該当性：  第1号 (要配慮個人情報)

第2号 (財産的被害)

第3号 (不正の目的)

第4号 (百人超)

非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

有 (名称： )

(住所： )



(電話： )

無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

有（名称： )

（住所： )

（電話： )

無

事案経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

外部機関による調査の実施状況（規則第43条第3号に該当

する場合のみ記載）：

実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】

実施予定【依頼予定日： 年 月 日】

検討中

予定なし

（詳細： )

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体：  紙  電子媒体  その他 ( )  
種類：  国民等  職員  その他 ( )  
項目：  氏名  生年月日  性別

住所  電話番号  メールアドレス  
 クレジットカード情報  パスワード  
 その他 ( )

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

( ) 人 うちクレジットカード情報含む ( ) 人

(4) 発生原因 (該当する□に印を付けること。)

主体：  報告者  委託先  不明

原因：  不正アクセス

(攻撃箇所： ( ) )

(攻撃手法： ( ) )

誤交付  誤送付 (メール含む。)

誤廃棄  紛失  盗難  職員不正

その他 ( )

詳細：

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□に印を付けること。)

有無：  有  無  不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) :  対応済 (対応中)

対応予定

予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表 :  実施済 【公表日 : 年 月 日】

実施予定 【公表予定日 : 年 月 日】

検討中

予定なし

公表の方法 :  ホームページに掲載  記者会見

報道機関等への資料配布

その他 ( )

公表文 :

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置 :

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了  
予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

記載要領

1. 最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。
2. 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所  
に下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別  
するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）  
第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。
4. 2. の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号  
ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。
5. 3. (7) の「公表文」には、公表を予定している場合、公  
表予定の文案を記載又は添付すること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第七（第五十四条第一項関係）

[新設]

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の  
団体にあつては  
、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の  
団体にあつては  
、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること)

。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第110条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

## 6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

### 記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov) 等において公表されている個人情報ファイル簿(個人情報の保護に関する法律第110第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)又は独立行政法人等の保

有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のため」に講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第八（第五十四条第六項関係）

誓 約 書

年 月 日

（行政機関の長等） 殿

[新設]



(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

第110条第3項

個人情報の保護に関する法律

第116条第2項において準用する第110

条第3項

の規定により提案する者 (及びその役員) が、同法第111条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第 号  
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

行政機関の長等 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律第112第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

（行政機関の長等）との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料（又は利用料）を納付の上、個人情報保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料（又は利用料）

- 
- (1) 納付すべき手数料 (又は利用料) の額
  - (2) 手数料 (又は利用料) の納付方法
  - (3) 手数料 (又は利用料) の納付期限
3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
4. その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十 (第五十九条第一項第一号関係)

[新設]

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

(第一面 (行政機関に対して申し込む場合))

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団  
体にあつては、本  
店又は主たる事務  
所の所在地を記載  
すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団  
体にあつては、名  
称及び代表者の氏  
名を記載すること  
。)

連絡先 (連絡のとれる電  
話番号及び電子メ  
ールアドレスを記  
載すること。担当  
部署等がある場合

は、当該担当部署  
名及び担当者を記  
載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領し  
ましたので、

個人情報保護に関する法律  
第113条  
第116条第2項で準用する第113条  
の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申  
し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（又は利用料）  
は、個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第九（第59  
条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

（第二面（行政機関に対して申し込む場合））

--

収入印紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

別記様式第十一(第五十九条第三項関係)

第 年 月 日 号

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

[新設]

年 月 日付け 「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第十二(第六十四条において読み替えて準用する第五十四条第一項関係)

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う

[新設]

事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体に  
あつては、本店又は主  
たる事務所の所在地を  
記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体に  
あつては、名称及び代  
表者の氏名を記載する  
こと。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号  
及び電子メールアドレス  
を記載すること。  
担当部署等がある場合  
は、当該担当部署名及  
び担当者を記載するこ  
と。)



個人情報保護に関する法律  
第116条第1項前段  
第116条第1項後段  
の規定により、

以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。

2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第116条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第十三（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条

第一項関係）

第 号  
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

〔新設〕

(提案者) 様

行政機関の長等 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

(行政機関の長等) との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料(又は利用料)を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料(又は利用料)

- (1) 納付すべき手数料(又は利用料)の額
- (2) 手数料(又は利用料)の納付方法
- (3) 手数料(又は利用料)の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第十四 (第六十四条において読み替えて準用する第五十九条

第三項関係)

第 号

年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

行政機関の長等 印

年 月 日付け 「作成された行政機関等匿名加工情報

をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報保護の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条

[新設]

第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

備考 表中の「」の記載は注記を要する。

(個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和三年個人情報保護委員会規則第一号)の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)</p> <p>第三条 第二十四条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第二十四条第二項を適用することができる。この場合においては、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。</p> <p>(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置)</p> <p>第四条 法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)</p> <p>第三条 第十七条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。</p> <p>(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置)</p> <p>第四条 法第二十六条の二第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第十八条の二に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第十八条の三に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第十八条の二第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。</p>

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置

第五条 第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置

第五条 第十八条の四第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十八条の三に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十八条の四第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下この条及び附則第三条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### (個人情報保護委員会規則の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則(平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号)
- 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則(平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号)

### (整備法附則第七条第三項の規定による通知等の方法)

第三条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十一条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による届出について準用する。

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第四条 別表第二法人等（法別表第二に掲げる法人、法第五十八条第二項の規定により法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第五条 別表第二法人等において、法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第六条 別表第二法人等において、新規則第二十四条第一項（同項第三号を除く。）に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法」と読み替えるものとする。